

令和3年 第7回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年7月13日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第7回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年7月13日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 19名
- | | | |
|-----------------|-----------------|---------------|
| 1番委員 榎 洸 武 重 | 2番委員 星 野 敏 雄 | 3番委員 内 海 博 光 |
| 4番委員 高 橋 公 利 | 5番委員 廣 田 尚 夫 | 6番委員 石 坂 哲 次 |
| 7番委員 今 井 育 男 | 8番委員 吉 野 拓 夫 | 9番委員 星 野 榮 一 |
| 10番委員 阿 部 均 司 | 11番委員 森 下 一 郎 | 12番委員 本 多 偉 男 |
| 13番委員 本 多 通 治 | 14番委員 原 澤 幸 好 | 15番委員 原 澤 章 |
| 16番委員 田 村 隆 司 | 17番委員 内 海 美 津 江 | 18番委員 高 宮 玉 江 |
| 19番委員 高 橋 久 美 子 | | |

- 4 欠席委員 なし

- 5 議事録署名委員

1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華

- 7 会議に附した事件

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第32号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
議案第33号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項

- (1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)制限除外の農地等異動通知書について
(3)農業経営改善計画の認定について

その他

- 8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。
頭 未

議 長 | 会長議長となり、議事録署名委員に1番榎洸武重委員・2番星野敏雄委員を

指名し議事に入る。

それでは、ただいまより本日の議事に移ります。

まず、初めに議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、7件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより、各案件の審議に入らせていただきます。

まず最初に、1番と2番なんですけれども、これについては3条による交換移転で関係がありますので、一括で審議をしたいと思います。これにつきましては、4番の高橋公利委員に現地の確認及び調査をお願いしてございまして、報告をお願いします。

4番委員

4番の〇〇担当の高橋公利です。

第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。なお、この案件は、説明のとおり交換なので、2件一括で報告させていただきます。

場所は、〇〇の信号から南に500mぐらいで、〇〇区の集会所の南の果樹畑、リンゴ畑と、それから、〇〇からですね、〇〇の〇〇からさらに、〇〇から南に500mぐらいでしょうか、田んぼですね、の交換になっています。

事務局、画面出ますかね。

こちら、〇〇さんの田んぼだったんですが、〇〇さんちから非常に近いということですね。なので、〇〇さんの田んぼと、ちょうど〇〇さんが両方挟んで自分の田んぼなので、まさに非常にありがたいというそういう感じだそうです。

一方、〇〇さんの畑ですが、これですが、上にあるのが〇〇区の集会所ですね。ここから南に100mぐらい行ったところです。今現在、果樹園、ほかの方が果樹園を、果樹、リンゴを作っています。〇〇さんの畑がすぐその隣が、一体が〇〇さんのリンゴ畑ですので、左側ですか。なので、極めて〇〇さんにとっても近くということで、非常にいい交換だなと思います。

1点だけ問題があるのが、それぞれほかの方に貸していて、今現在耕作をされているということなんです、交換後もその方たちがそのまま使うということですので、抜いて〇〇さんが使うということではないので、そこが心配だったんですが、そこも心配ないということで、非常に理にかなった交換ではないかと思われま。

ほかの件については、特に問題はありませんでした。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただきましたが、この件に関しまして、委員の皆様より質問、あるいは意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、3番、〇〇の〇〇さんの件につきましては、7番の今井委員のほうに現地の確認と調査をお願いしてございますので、結果報告をお願いいたします。

7番委員

7番、〇〇担当の今井です。

先日、9日の日に現地、それぞれ行ってまいりました。ご説明させていただきます。

場所は、先月、5月にですかね、やっぱり同じ場所なんですけれども、隣接地なんですけど、そのところは案件の出ているところの隣接のところなんですけれども、そこは放棄地としてちゃんと整備して全部竹林だったところなんですけれども、〇〇駅から東方のほうへ500mほど、50mぐらい上ったところなんですけれども、その付近をもう何度も何度も同じ隣接地なんですけれども、ご審議いただいた中の隣接であります。その1筆になりますけれども、場所的には前とほとんど変わらない隣接地であります。

そこは、前からもうずっと同じようなところばかりなんですけれども、梅を栽培をしているんだということであるんですけれども、現に、その奥のほうにも梅が植わったり、されているわけなんですけれども、その南側、行ってきたんですけれども、先々月ですか、そのときに一緒に竹だのそういう木だのをみんな撤去して、許可が下り次第、ちょっともう少しきれいにしていこうんだというそういった話を承ってまいりました。そこはきれいにした後、やはり梅の栽培ということでありました。

そんなことで、まだこのほかにもちょっと、もう一つ下へ土地があるんやと言っていたんですけれども、すぐすぐやらなくても済むんですけれども、まずは入らせていただけるように話はしました。

それこそ、地域産業で入ってきて、この短い年数の間にこれほど増やす人もいないかなと思いますけれども、地元の人にも金があるんだからねと言っているわけなんですけれども、そういったところであります。

その取得した後なんですけど、今現在が81a、そして、これを取得したのちのこれが8,736㎡という相当な広さになりました。そのようなことで、様々な懸案事項につきましては、特に何もございませんでしたので、ご報告いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、皆様のほうから質問、あるいは意見ございましたらお願いします。

特にございませんか。なければ、申請のとおり許可を決定したいと、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、4番、〇〇、〇〇さんの案件です。これにつきまして、9番の星野栄一委員のほうに現地の確認調査をお願いしております。結果の報告をお願いします。

9番委員

9番の〇〇担当の星野です。

農地法第3条による申請事案の調査報告結果についてご報告いたします。

場所なんですけど、〇〇、旧〇〇のほうに向かってもらって、皆さんもご存じかと思うんですけども、〇〇があります。そこを左に入っていくと、〇〇に抜ける〇〇線というのがあってんですけども、そこを曲がって約400mぐらいの左側、道路拡張したときに一段高いところですので、擁壁を積んだその上になります。

7月6日に現地調査を行いました。当日に申請者に会って確認をいたしました。譲渡人の方が相続により農地を相続したわけですけども、ちょっと手が足りないということで縮小したいと、耕作もできないということでありました。

譲受人は、この農地の近くに自宅があるわけなんですけれども、耕作の効率化を図りたいからということでありました。耕作の意思の確認についてですが、それについては本人の意思の確認もでき、実行は確実と思われま。耕作面積も合わせて下限面積を上回っており問題はありませ。周辺農地の支障の有無も、周りは譲受人の農地でありますので、支障はないと思われま。

その他の懸案事項についてはございません。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただいたとおりでございます。委員の皆様の方から質問、意見等がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いま。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、5番、〇〇の案件なんですけど、これ、私のほうの担当地区なんですけど、これにつきましては、私と一緒に本多偉男委員に現地調査の報告をしていただいて、調査を立ち会っていただいておりますので、代表して本多偉男委員より、調査結果の報告をお願いいたします。よろしくお願います。

12番委員

7月7日の日に、森下会長と一緒に現地調査のほうをさせていただきます。

場所は、〇〇の一段上の段になりますかね。町道から100mぐらい北側に入った場所でございます。周りは既に、今回譲り受ける〇〇さんが栽培されていますので、その続きのところでございますので、もう既に稲も作付されていますのでね、今後とも引き続いて栽培のほうを行ってくれるんじゃないかというように思われま。

よって、今回の申請なんですけれども、特に問題ないというような感じを受

けましたので、ご報告させていただきます。よろしく協議のほうをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

これにつきましては、既に譲渡人から耕作している土地なんですけれども、これにつきまして、今回は所有権のほうを移転させたいというような形でございます。他の場における、普通の案件で出てきますけれども、そういうところで貸付け、受け入れがなくなって今度この状況という形になるということでございます。

これにつきまして、委員の皆様の方から質問、あるいは意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、6番、〇〇、〇〇ですが、これにつきましては、14番の原澤幸好委員のほうに現地の確認調査をお願いしてございます。結果の報告をお願いします。

14番委員

14番の〇〇地区の原澤です。

7月2日に現地のほうを見させてもらいました。それで、畑植えなんですけれども、この書類申請のとおり、書いてあるとおりなんですけれども、今は、梅つけの、栽培する梅の指標が上がっています。それで、〇〇と〇〇に〇〇さん名義で出荷しています。それでこの春から〇〇に行っていた後継者が家へ入ってきて、今はリンゴ栽培をやっています。これから先も今までどおり耕作していただくと確信して見て来ました。

このようなことですので、皆様の方の審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様方から質問、意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特にないようですので、申請のとおり許可を決定させていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号7、〇〇の〇〇の案件につきましては、15番の原澤章委員に現地の確認調査をお願いしてあります。結果の報告をお願いします。

15番委員

15番、〇〇担当の原澤です。

場所なんです、国道17号を〇〇方面に向かっていただいて、〇〇の手前に〇〇橋という橋があるので、そこを渡ったらすぐ右側に入った狭い道を進んだところなんです、〇〇という地区です。7月9日に申請人の〇〇さんにお聞き、お話しいたしました。お聞きしましたが、その土地は、もう先々代から

お借りして耕作ということで、今回お貸ししている方が売りたいというお話であるので、話を受けまして、買うという形をとったようです。

写真にあるように、稲も植えてありますので、何の問題もないと思います。また、面積的なことも全てクリアしてありますので、問題ないと思いますので、慎重審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

ただいまご報告いただいたとおりでございます。それでは、皆様のほうから質問、あるいは意見ございましたらお願いします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第30号に移ります。農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の方より説明願います。

事務局

そうしましたら、5ページをお開きください。

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、7件です。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより審議を行います。

まず、1番、〇〇の〇〇さんの案件につきまして、2番の星野敏雄委員に現地の確認調査をお願いしてございます。結果の報告をお願いいたします。

2番委員

2番の〇〇地区担当をしております星野敏雄です。

農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告します。

申請地は、県道〇〇線、〇〇駅より1.3キロ離れた右側辺り、〇〇駅から行ったところの右側になります。7月3日に現地調査を行いまして、翌日、申請者の〇〇さんに確認をいたしました。

〇〇さんが休耕中の畑にということですがけれども、一部は先ほど始末書に謳われていますように駐車場として、何十年も使用してきたということでございました。ここに住宅を建てるということを計画しています。

転用目的の確実性ですがけれども、できるだけはやめに家を建てたいということで、申請書、それから見積書、設計書、資金計画が確認でき、はやめの着工をしたいということです。ということで、実行は確実だと思われれます。

それから、申請面積の妥当性ですが、申請面積が311㎡、これは、申請書のほうは311㎡ですから、今回、面積のほうが267㎡に変更になりました。実際の申請書とどちらが正しいかというと、267㎡が正しいんだと思われれます。ということで、面積的には妥当と思われれます。

それから、周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、現地は、本人と所有者の農地に囲まれた連続性のない農地であって、支障が発生する見込みはござ

いません。また、転用することによって生じる支障ですけれども、被害の防除措置についてですが、水害による損害というような不安も、所有者の農地が存在するだけで、他の人たちの農地が存在することはないということで、被害はないものと思われます。

その他についてですけれども、想定される懸案事項はないものと思われます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、皆様のほうから意見等ございましたらお願いします。

特にございませんか。ないようでしたら、申請のとおり許可を決定させていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

続いて、2番、〇〇、これは〇〇の駐車場でございますが、これにつきましても、2番の星野敏雄委員に現地の確認調査をお願いしてございます。報告をお願いいたします。

2番委員

引き続き、調査結果の報告をいたします。

これは、申請地は、先ほどと同じように、県道〇〇線で〇〇から大体100mぐらい〇〇寄りになったところでございます。7月5日に現地調査を行い、翌日、〇〇さんに確認をいたしました。

〇〇、これは〇〇でございますけれども、休耕中の田んぼに職員の駐車場を造りたいということで、今年、田植をするわけだったんですが、借りている人が病気でできなかったということで、今回の申請に当たったのかなというふうに思われます。

転用の確実性ですけれども、駐車場が足りないということで、できるだけ早めに駐車場を造りたいということでございます。

申請面積の関係でございますけれども、1,322㎡ということで、一般住宅から見れば倍以上の面積、大体半分以下となる500㎡以内でということだと思いますが、駐車場というところで1,322㎡であります。それは適当と思われます。

それから、周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、現地は農地がないため、支障の有無ということはないというふうに考えてございます。

それから、転用することによる農地の作物への被害の防除措置ですけれども、これも農地がございませんので、想定される被害はないと思われます。

その他についてですけれども、想定される懸案事項はないものと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様のほうから質問、意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思ひますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、3番と4番、これ、住宅と通路で関連がございますので、一括

の審議に、一括で審議をしたいと思います。

これについても、2番の星野敏雄委員に現地の確認調査をお願いしてごさいます。結果報告をお願いします。

2番委員

2番の〇〇地区担当の星野です。よろしくお願ひします。

申請地は、〇〇駅から直線距離で1.5キロ離れた〇〇公民館の付近にあります。斜め、大体この斜め反対となっております。7月5日に現地調査を行って、翌日、〇〇さんに話を聞かせてもらいました。

〇〇さんが休耕地の中に住宅を建てるということで、これに進入路として、住宅を建てるのに進入路がないということで、〇〇の道路から進入路を入れて住宅を建てるところに入って行く。それで、その進入路については、〇〇さんのすぐ脇に畑がございますので、それを両方利用するという形になろうかと思ひます。そのために、全部、進入路を売却するわけにはいきませんので、持分移転というふうな形で進入路の転用を、進入路として、持分移転の転用ということでござひます。

転用の目的の確実性ですけれども、申請書、それから見積り書、設計図、それから資金証明等は確認できている状態で、許可が下り次第、早めに着工したいということでござひます。

進入路については、転圧等をして、宅地に入れるようにしていきたいというふうに考えているそうです。

申請面積の妥当性ですが、進入路から153㎡、宅地が413㎡であり、そこをうまく成立しながらやっていきたいというふうになっています。面積的には適当であるかなと思われまひます。

それから、周辺農地の営農状況の確認と支障の有無ですが、本人所有の農地に囲まれておりますので、支障はないと思われまひます。転用をすることによって、付近の農地への作物への被害の状況ですが、これについても被害はないものと思われまひます。

その他について、想定される懸案事項については見られまひませんので、よろしくご審議のほどをお願いします。

議長

ありがとうございました。

この件に関しまして、委員の皆様より質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思ひますが、よろしゅうござひますか。

(「はい」の声)

では、申請のとおり許可を決定したいと思ひます。

続きまして、5番なんですが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、案件に関連があるため、3番の内海博光委員は、この案件に限って退席をお願いいたします。

(内海博光委員退席)

それでは、審議に入ります。

この案件につきましては、内海美津江委員のほうに現地確認をお願いしてひます。調査結果の報告をお願いいたします。

17番委員

17番、〇〇地区担当補佐の内海美津江です。

3番の内海博光委員は、当案件の当事者ということですので、代わって5条申請の調査報告をさせていただきます。

7月5日に内海博光委員と現地調査に行っていました。この申請地なんですけれども、17号バイパスにある〇〇店の道を挟んだ反対側に〇〇さんという建築資材を扱う商店、会社というんですかね、があるその出入口に面した正面の形になります。本当に四角くなっている。ちょうどその畑の前が、〇〇さんの出入口になっているんですけれども、大型車両とかトレーラーが入るときに、その進入路がうまく回らなくて、そこで何度も切り返したり、畑へちょっと踏み込んだりということが何度もあって、〇〇さんのほうから、あそこの土地を譲っていただけないかという申出が何度もあったみたいなんです。そこを利用して切り返し、大型車両の進入するときの切り返しと、あと、それでちょっと残った奥の部分は、資材置場として利用したいということでもあります。

この地区は特に、道を挟んだこっち側に、奥の方には果樹園とかが広がっていて、面積的には農地というんですかね、果樹農家が広がる、ちょっと畑が広がっているところなんですけれども、ここ近年、ここで熊が出没、あと猿の個体のあれで、去年あたりは数頭の熊の捕獲と殺処分が行われていて、近年、猿による被害が大変頻繁に起きていて、博光委員もそのところを考慮して、飛び地になっているその土地での耕作を断念して、〇〇さんの申出を受け入れたという経緯だそうです。

特に懸念される感じが無いと思われまして、隣接しますこの入り口のところに、〇〇さんという方が家庭菜園というんですか、自宅で消費する野菜を作っている畑があるんですけれども、その〇〇さんと隣に面しました〇〇さんの住宅との了承も取り付けているそうですので、特に問題はないかと思われまして。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまのご報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様より質問、意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、〇〇の〇〇さんの案件について、これにつきましては、4番、高橋公利委員に現地の確認調査をお願いしてございます。調査結果の報告を…

失礼しました。ごめんなさい。内海さん、お戻りください。すみません。

(内海博光委員着席)

すみません。失礼しました。

これより審議を再開します。よろしく申し上げます。

4番委員

4番の〇〇地区担当の高橋公利です。

農地法第5条による申請の調査結果についてご報告いたします。

申請地があるところは、〇〇の近くの〇〇の東側です。昨年度、農振除外で

行かれた方も多いかと思われます。7月3日に設定人〇〇さんと今の現地で確認をさせていただきました。この一体は〇〇さんの畑でして、そのうちの一部を〇〇のほうに貸してくれということで、〇〇さんについてはオーケーだということです。

ただ、今借りている方が大きなこんにゃく農家の方で、この舗装されていないその右側の道路、そこを大型のトラクターが通るので、1mは東側というんですか、西側ですか、入ったところから造ってくれないとトラクターが通れないという、そういうような話が上がっていきまして、ということです。

実際、7日に〇〇の関係の方とお話をさせていただきました。高さは1m、この高さ1m以上ですから、この同じ高さまではということで、この裏側のところ、上から見ていただくと分かると思うんですが、この駐車場が1m以上高くなります。そのちょっと北側、北側若干、そこですね、そこ。この辺りもちょっと気になる部分ではあるんですが、そこも大変難しい方が今借りているらしいので、〇〇の方はよく考えながら、もちろんその今借りている方にもお話をさせていただいて、トラブルのないような形で進めたいというような話をさせていただきました。

実行性の確実性ですが、許可があればすぐにも始めたいらしいんですが、10月頭に完成だそうです。見積書、計画書、資金も確認でき、実行は確実と思われます。

周辺農地の影響も、ほとんどこの〇〇さんの土地だったので問題はないと思われます。そのほか、想定されるような懸念事項は見当たりません。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございます。委員の皆様の方から質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは、申請のとおり許可の決定をさせていただきます。

続きまして、7番、〇〇の案件につきましては、5番、廣田委員に現地の確認調査をお願いしてございます。結果の報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇地区担当の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

場所的には、〇〇の〇〇より、北西へ直線で150mから200mほどの〇〇の場所になります。

7月10日土曜日、現地を見てきました。現地は不耕作の田畑状態になっており、住宅、道路、畑、不耕作の田畑に囲まれていました。11日曜日、〇〇さんの住宅着工の意思確認が済みました。

調査事項として、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、設計書、見積り書、資金残高証明書等が確認でき、実行は確実と思われます。

申請面積の妥当性ですが、314㎡であり、周辺の状況からも適当と思われます。周辺農地の営農状況への支障の有無や、転用することによって付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、現地はほとんど畑、住宅と不耕作の

田畑に囲まれ、連続性のない農地で、支障が発生する見込みはないと思われ
ます。また、想定される被害等もないと思われ
ます。

その他、想定される懸案事項は特にございません。よろしくご審議いた
だきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

ただいまご報告いただきましたとおりですが、委員の皆様のほうから質
問、意見ございましたらお願いします。

特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思います
が、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申
請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

9ページをお開きください。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
です。

次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、
意見の決定を求めます。

別紙記入事件、1件です。

次のページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定により許可された後に計画を変更する案件で
ございます。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長

ただいま事務局より説明をいただきました。これにつきましては、現地の確
認、状況、内海博光委員のほうにお願いしてございますので、調査結果の報告
をお願いします。

3番委員

〇〇担当の内海博光です。

農地法第5条による許可後の計画変更事案調査についてご報告をいたしま
す。

7月5日の日に、内海美津江委員と共に現地を、承継者である〇〇調査士さ
んの案内で調査を行いました。ここは一応再認定ということで、申請者の〇〇
さんが自宅を建てたいということで予定をされていたんですけども、その
必要がなくなったということで、譲り受けていただくという。

そして、〇〇さんのほうは、土地家屋調査士の仕事をされているんですけども、ここで、ぜひとも大通りに面した事務所が欲しいということで、ずっと探していたところ、それで一応、ここで最適地だということで、今回の話にな
ったみたいであります。

転用目的に関して、資金繰り、そして計画書等々、もう全て用意をされてお
りまして、1日でも早く造りたいということで、これは遅滞なく実現をされる

ものだと思います。転用面積も500㎡ということで、事務所と駐車場のスペースということで、今の状況下の中では適切な面積になっております。

そして、周辺農地の影響ですけれども、とりあえず周辺の農地への直接、周辺の農地からの影響というものがほとんどない地帯ですね。

ちょうど場所が〇〇の相向かいみたいなところにありますから、いろいろな影響は想定し得ないところであります。ということで、転用後の付近の農地、そして農作物への影響はほとんどないと、あまり想定はされないということです。

ほかにその他の件について、事務所として周りのいろいろな関係者ともうまくやっていけそうだとということでありますので、十分これは実現可能だと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ご報告いただいたとおりでございます。

では、委員の皆様よりそのほかというか、質問、意見ございましたらお願いをいたします。

特にないようでしたら、申請のとおり変更を承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように変更をさせていただきます。

続きまして、議案第32号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)のものについて、事務局より説明を求めます。

事務局

11ページをお開きください。

議案第32号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めらる。

別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

畑の賃貸借の通年6,371㎡、利用権存続期間は5年4,889㎡、10年1,482㎡、合計6,371㎡、貸し手は4戸、借り手は2戸でございます。

13ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明をいただきました。一括方式でございますので、詳細は農業公社という案件ということですが、皆様より質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特になければ、ご報告いただいたとおり承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第33号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

そうしましたら、14ページをお開きください。
議案第33号 農地に該当しないことの証明願についてです。
農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地ではないことの判断を求める。
1、別紙調書に記載のとおり。
次のページをお開きください。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。
報告の件に関しましては、吉野委員に現地の確認をお願いしてございます。
調査結果の報告をお願いします。

8番委員

8番、〇〇担当の吉野です。
7月6日の日に現地確認を行ってまいりました。場所は、〇〇に進む途中の町道〇〇線の入ってから200mぐらいのところの右側でございます。既に山林化しております、農地に復元は困難なものと思われまます。
皆さんにご審議をよろしくお願いいたしますと思います。

議長

ありがとうございます。
ただいま報告をいただいたとおりでございます。皆様のほうから質疑やご意見ございましたらお願いをいたします。
既に現況も山林化しているような状況でございます。皆様のほうから質問、意見なければ申請のとおり承認をしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。
（「はい」の声）
では、そのように決定をさせていただきます。
以上で議事を終了しまして、次に、協議・報告事項に移らせていただきます。
まず、報告事項の1番、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局よりお願いいたします。

事務局

16ページをお開きください。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明をいただきました。
これについては、先ほどの3条の関係の審議いただいた案件でございますので、届出のとおり受理したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
続きまして、協議事項2番、これにつきましては、制限除外の農地等異動通知についてであります。事務局よりお願いいたします。

- 事務局 17ページをお開きください。
協議事項・報告事項の(2)のこちらです。
農地法第5条第1項各号による届出についてご報告いたします。
まずは、農地法第5条第1項第1号についてです。
◇(議案書・番号1、朗読説明)
続きまして、農地法第5条第1項第8号、農地法施行規則第53条第1項第5号並びに第14号についてです。
◇(議案書・順次、朗読説明)
以上、よろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明をいただきました。
この案件、計3件につきまして届出のとおり受理させていただきます。
続きまして、協議事項・報告事項3、農業経営改善計画の認定について、事務局からお願いします。
- 事務局 18ページをお開きください。
協議事項・報告事項(3)です。農業経営改善計画の認定について報告させていただきます。
今回の内容としましては、6件とも全て継続による認定案件となります。認定日は全て令和3年6月9日となります。
恐れ入りますが詳細内容については、記載のとおりとなりますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。
以上です。
- 議長 事務局より、6件の継続認定案件となりますのでご承知おきいただきたいと思います。
以上で、協議・報告事項を終わります。その他に移ります。
事務局より、その他について報告がありましたら、お願いいたします。
特になければ、以上で本日の第7回の農業委員会を閉会をさせていただきますと思います。
よろしく願いいたします。
- 閉会 みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時53分〕